

添付資料19

国会会議録検索システム

トップ画面へ ▲

ヘルプ

本文表示

検索結果一覧画面 ▶

前会議録

次会議録

検索条件入力画面 ▶

[001/002] 118 - 衆 - 土地問題等に関する特別... - 4号

会議録(冊子)画像

平成02年05月29日

発言者: [前](#) [次](#) 4 / 102 検索語: [前](#) [次](#)

○**稲本参考人** 東京大学の稲本洋之助でございます。今御発言なさいました成田先生は、行政法、公法の御専門でございますが、私は、私法、民法の分野の者でございます。

まず、土地基本法の制定の意義ということについて多少意見を述べてみたいと思います。

御承知のように、憲法二十九条第一項は「財産権は、これを侵してはならない。」と定めておりますし、それから第二項で「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」としています。しかし、この規定は、これまでどちらかといいますと、財産権は公共の福祉によって例外的に必要とされる場合以外は制限してはならない、財産権は安易には制限してはならないという趣旨に解されてまいりました。他方、土地所有権は重要な財産権の一つにほかなりませんから、結局今の理屈を当てはめますと、土地所有権に対する制限は例外的にしか許されないという解釈が、従来、憲法二十九条のもとでとられてきたと言ってよいと思います。つまり、公共の福祉という条項が憲法にあるにかかわらず、この条項は現実には制限を制限するという方向で働いてきたことを否定することができません。つまり、我が国におきましては土地所有権については、土地所有者は原則として自由である、例外的に禁止されるというルールがあったと言ってよいと思います。その結果、土地の所有や利用または土地の取引について立法上の施策が問題とされるたびに、先生方もよく御承知のことではございますけれども、このような立法上の施策が問題とされるたびに、憲法二十九条に反するおそれがある、または触れるおそれがあると言われまして、慎重な判断が求められてきたと思います。各省庁が、特に法制局との協議におきましてこのような慎重な対応を求められるという経験を数多くしております。このようなくあいであります。

これに対しまして今回の土地基本法は、我が国の法律制度に二つの重要な事柄を初めて導入したのではないかと。この法律を御審議いただいた先生方はよく御承知かと思いますが、あえて申し上げたいと思います。

第一は、土地所有権は財産権一般とは同じではない、むしろ法律上その取り扱いを異にしてしかるべきであるという考え方をこの法律が明らかにしたと思います。土地については公共の福祉が優先するという規定がそれを如実に示していると思います。土地所有権は財産権一般と同じに扱ってはならないのだということが第一点です。

それから第二は、土地所有権を具体的に規制する個別の立法があります。都市計画法や土地区画整理法や、また土地収用法上もそのような配慮がございますので、これらのさまざまな個別の立法との関係において、この土地基本法は憲法二十九条を補完する、すなわち補う役割を与えられたのではないかと。すなわち、この土地基本法によりまして、土地所有権の内容は法律で定める範囲内で初めて認められるという、制限を基本とする考え方に立つようになったのではないかと。従来は、憲法二十九条と個別の立法の間に何もありませんでしたから、とかく慎重な対応が求められまして、憲法二十九条に触れない範囲でということ立法せざるを得なかったのでありますけれども、これからはこの関係はむしろ逆の方向で発展していくのではないかとこのように思われます。言うならば、少し大げさな言い方かもしれませんが、これからは土地所有権について適切な制限を定めない立法は、憲法二十九条に触れるおそれがあるという逆の評価をなされることにもなるのではなからうか。このような二つの点で、土地基本法は新たな考え方を導入したと思います。

では、そもそも土地は他の財産とどう違うのか。これは私が言うまでもありませんが、土地はそれ自体人の手によって生産することができないばかりか、絶対的な意味で消費することもできないのであります。したがって、土地は常にだれかの独占物といえますが、独占の対象となり、また経済的に見ましても需給の均衡の保障がございません。他方、土地は人の生活と生産のための不可欠な基盤であることは確かでありまして、そのために生活と生産のための私的な利益を保護する必要がございます。しかし、この保護に当たって、他の財産一般に対すると同様の所有権を認めることはできないのではなからうか。なぜかといいますと、土地は非常に特殊な財であるからであります。土地については、不断にこの社会的配分の観点から利用の調整を効率的に行う必要があります。そのためには第一に、成田先生も言われましたが、計画ということが非常に大事でありますし、それからもう一方では、社会的公正を担保するための諸制度、例えば開発利益の還元や受益者の負担などがありますが、これらを必要といたします。土地基本法は、これらの事柄も明らかにしていると思います。

土地所有権に関するこのような法律制度上の特別の配慮は、実は我が国よりも欧米諸国においてよく見出されると思います。これは案外知られていないことかと思っておりますのであえて申し上げますが、イタリア憲法というのがあります。これは一九四七年、我が国の憲法とほぼ同時のものでありますけれども、このイタリア憲法は財産一般についての条項をまず設けています。四十二条の二項で、「私